

狛江市男女共同参画推進計画改定委員会設置及び運営に関する規則

令和 6 年 3 月 26 日

規則第 19 号

(目的)

第 1 条 この規則は、狛江市における男女共同参画社会の実現を目的とし、狛江市男女共同参画推進計画（以下「計画」という。）を改定するため、狛江市男女共同参画推進計画改定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画に関する調査、研究及び協議に関すること。
- (2) 計画改定に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる区分により市長が委嘱又は任命する委員 10 人以内をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 5 人
- (2) 公募市民 3 人以内
- (3) 市職員 2 人

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する所掌事項に基づく計画改定完了までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、企画財政部政策室において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。